

<対策のポイント>

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

<事業目標> [2030年まで]

- 担い手への農地集積率 7割
- 販売金額に占める担い手のシェア 9割

<事業の内容>

2,920百万円

1. 地域農業構造転換支援対策

① 地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

② 新規就農者チャレンジ事業

認定新規就農者（65歳未満）の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

○ 補助率：購入 3/10以内、リース 定額（取得額相当の3/7）

○ 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円

○ 成果目標 ※以下から選択

・ 経営面積の3割又は4ha以上の拡大

・ 付加価値額1割以上の拡大

・ 労働生産性3%以上の向上

1,087百万円

2. 農地利用効率化等支援事業

地域計画に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合等に支援します。

（融資主体支援タイプ）

○ 補助率：3/10以内

○ 補助上限：300万円等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

地域計画のブラッシュアップを通じて、地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援

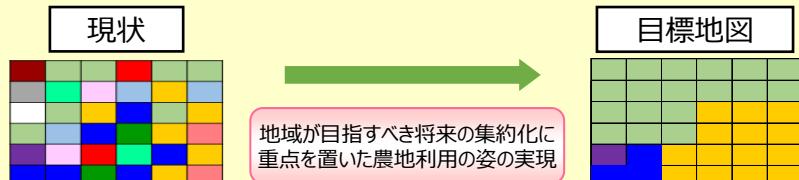
<対象者>

地域計画に位置付けられた担い手（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者）

<対象地域>

地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）

又は現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること



地域農業の維持・発展

[お問い合わせ先] 経営局経営政策課担い手総合対策室 (03-6744-2148)